

公募型プロポーザル実施要領  
～ビジネスプランコンテスト運営管理業務～

令和6年4月  
西尾市産業部商工振興課

下記の業務を実施するに当たり、本業務の目的及び内容を効果的かつ効率的に実現するため、公募型プロポーザル方式により提案を募集し、業務委託先の選定を行う。

## I 業務概要等

### 1 委託業務名

ビジネスプランコンテスト運営管理業務

### 2 目的

本業務は、新しいビジネスアイデアを持つ人々に起業の機会を提供することで、「起業・創業の機運の醸成」や「地域課題の解決」「地域の魅力発信」「地域経済の活性化」を図ることを目的とする。そして西尾市をもっと元気にする新たな事業や、優秀な人材が西尾で創業することへのチャレンジを後押しするためにビジネスプランコンテストを開催する。

### 3 委託内容

- (1) 事務局設置
- (2) 参加者募集に関する業務
- (3) 一次審査実施業務
- (4) 最終審査に向けたブラッシュアップ支援業務
- (5) 最終審査実施業務
- (6) 実装に向けた支援業務
- (7) (1)～(6)に附帯する業務

### 4 契約期間

契約締結の日から令和7年3月26日まで

### 5 委託料の上限額

7,700千円(消費税及び地方消費税を含む。)

### 6 仕様

別紙「ビジネスプランコンテスト運営管理業務委託仕様書」のとおり

## Ⅱ 応募概要等

### 1 参加資格

(1) 次の要件を満たす者とする。

- ① 民間企業、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という。)、その他の法人(公益法人、独立行政法人、事業協同組合等)又は法人以外の団体等(権利能力なき社団、有限責任事業組合等)であって本委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者(宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。)であること。
- ② 過去3年以内に、国、都道府県、市町村等、民間企業から1頁の「3 委託内容」に記載する業務内容に類似する業務の受託実績があること。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- ④ 民事再生法の規定により再生手続開始の申し立て中又は再生手続中でないこと。
- ⑤ 会社更生法の規定による更生手続開始の申し立て中又は更生手続中でないこと。
- ⑥ 西尾市競争入札参加停止措置要綱に規定する停止措置を受けていないこと。
- ⑦ 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。

(2) 審査で決定した最優秀提案者(最優秀提案者との契約が不調の場合は、次点の者とする。)(以下、「最優秀提案者等」という。)が契約の締結までに下記要件のいずれかに該当すると認められるときは、市は最優秀提案者等と契約を締結しないものとする。また、契約締結後、契約の相手方である受託者が下記要件のいずれかに該当すると認められるときは、市は契約を解除することがある。なお、市が契約を解除した場合は、受託者に損害賠償義務が生じる。

- ① 役員等が暴力団員であるとき。
- ② 暴力団または暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ③ 役員等がその属する法人等、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ④ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑤ 上記③及び④に掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会

的に非難されるべき関係を有しているとき。

- ⑥ 本契約にかかる下請契約又は資材、原材料の購入方法等の契約(以下「下請契約等」という。)にあたり、その相手方が上記①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- ⑦ 本契約にかかる下請契約等にあたり、上記①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記⑥に該当する場合を除く。)において、契約担当者が契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- ⑧ 本契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

## 2 スケジュール

1	公募型プロポーザル実施要領の交付 (西尾市産業部商工振興課のホームページに掲載する)	4月11日(木)
2	事業実施に係る質問受付期日	5月 1日(水)
3	質問回答期日	5月 2日(木)
4	参加申込書の提出期日	5月 7日(火)
5	企画提案書の提出期日	5月10日(金)
6	企画提案書プレゼンテーションの開催	5月15日(水)
7	審査結果通知	5月17日(金)予定
8	契約締結日	6月 3日(月)予定

## 3 実施要領に関する説明会

事前説明会は開催しない。質問等がある場合は、質問受付期間内に質問書を提出すること。

## 4 参加手続き等

### (1) 担当部課及び連絡先

住 所:〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田22番地

担 当:西尾市産業部商工振興課 日高

T E L:0563-65-2157(直通)

F A X:0563-57-1322

メール:[m-hidaka@city.nishio.lg.jp](mailto:m-hidaka@city.nishio.lg.jp)

(2) 公募型プロポーザル実施要領の交付

公募型プロポーザル実施要領は、令和6年4月11日(木)に西尾市産業部商工振興課のホームページにて公開する。

(3) 公募型プロポーザルに係る質問及び回答

ア 質問受付期間

実施要領交付開始後、令和6年5月1日(水)午後5時まで

イ 質問方法

質問票(様式4)をメールで提出すること。また、メール送信後は必ず電話で送信した旨を伝えること。

ウ 質問に対する回答は、令和6年5月2日(木)までに質問内容と合わせて、質問者名等をふせて本市のホームページ(本要領を掲載している画面と同一画面上)にて随時公表する。また、回答書に記載した内容は、実施要領の追加又は修正として取扱うこととする。

(4) 参加申込書の提出

ア 提出書類

- ① 参加資格申請書(様式1)
  - ② 事業者概要書(様式2)
  - ③ 過去3年間の同種又は類似業務の受注実績(様式3)
- 各1部提出

イ 提出期限

令和6年5月7日(火)午後5時まで

ウ 提出場所

西尾市役所 産業部 商工振興課  
愛知県西尾市寄住町下田22番地 西尾市役所2階

エ 提出方法

持参、郵送またはメールのいずれか(必着)

※持参の場合は、土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

※メールの場合は、送信後に必ず電話で送信した旨を伝えること。

(5) 参加資格の確認

参加申込書の提出があった事業者については、参加資格の要件を確認し、参加資格確認通知書により確認結果を通知する。

(6) 企画提案書の提出

ア 提出書類

- ① 企画提案書(様式5)

- ② 実施体制(様式6または任意様式)
  - ③ 業務工程計画(様式7または任意様式)
  - ④ 見積書(様式8または任意様式)
  - ⑤ 企画概要書(様式9または任意様式)
- 各10部(正1部 副9部)及び上記の電子データ一式

イ 提出期限

令和6年5月10日(金)午後5時まで

ウ 提出場所

参加申込書の提出場所と同じ

エ 提出方法

持参または郵送(必着)及びメール

※持参の場合は、土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

※電子データについては、メールにて提出すること。

オ その他

企画提案書プレゼンテーションでパソコン・プロジェクターの使用を希望する場合は、必ず企画提案書の提出時に申し出ること。

(7) 企画提案書プレゼンテーション(ヒアリング)の開催

ア 開催日

令和6年5月15日(水)

詳細については、参加申込書の提出があった事業者に通知する。

イ 出席者

1者3名以内

ウ 説明時間

概要説明20分以内、質疑10分程度

エ その他

企画提案書プレゼンテーションは、提出された企画提案書に基づいて行うものとし、追加資料は認めない。

## 5 参加辞退

参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面により市へ報告すること。

## 6 委託契約等

- (1) 市は、審査で決定した最優秀提案者等と所定の手続きを経たうえで、当該業務の委託契約を締結する。
- (2) 市は、審査で決定した最優秀提案者等と交渉のうえで契約が不調に終わった場合は、次点の提案者を交渉相手とする場合がある。

- (3) 契約に当たっては、契約書を交わすこととする。
- (4) 委託内容は、締結される業務委託契約書によるものとする。
- (5) 契約額は、企画提案書に記載された見積額がそのまま採用されるのではなく、最優秀提案者等との協議により業務仕様書を確定した後に決定するものとする。ただし、この場合、原則として、企画提案書に記載された見積額を超えることは認めないものとする。
- (6) 契約保証金は、西尾市契約規則(昭和39年西尾市規則第29号)第29条の規定により契約金額の100分の10以上を納付することとする。ただし、同規則第31条各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (7) 当該業務を進めるに当たり、選定された企画提案書の内容に限定されることなく、交渉相手と協議のうえで変更することができるものとする。
- (8) 成果物等については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けた時には、受託者の責任(解決に要する一切の費用負担を含む。)において解決すること。
- (9) 成果物の著作権その他権利は、市に帰属し、市が二次使用することがあるものとする。

## 7 その他

- (1) 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- (2) 提案に要する経費は、各事業者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しないものとする。ただし、このプロポーザルに係る審査及び事務処理以外には利用しないものである。
- (4) 企画提案書等の応募書類について、西尾市情報公開条例(平成13年西尾市条例第20号)の規定による請求に基づき、第三者に開示する場合がある。
- (5) 参加申込書、企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、失格とする。
- (6) 参加申込書、企画提案書等の受理後の差し替え及び追加・削除は原則として認めないものとする。
- (7) その他定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに西尾市が制定する関係条例、規則等に従うものとする。

### Ⅲ 審査方法及び評価基準

#### 1 審査方法

- (1) 西尾市が選任する者をもって審査委員会を構成し、提出された企画提案書について事業者からのプレゼンテーションを受け、評価点方式(注)による順位をもとに、次頁の評価基準に基づく選考委員の合計点の平均点が60点以上のものの中から最優秀提案者を決定する。

(注)評価基準の配点に基づく各選考委員の採点結果の1位を2点、2位を1点として集計を行い、その合計点により最優秀提案者を決定する方式

- (2) 応募者が1者の場合であっても、プレゼンテーションを実施するものとし、審査の結果、提案内容が次頁の評価基準に基づく選考委員の合計点の平均点が60点以上の場合には、その応募者を契約候補者として選定する。

#### 2 審査結果

企画提案書を提出された全事業者宛に令和6年5月17日(金)(予定)に書面により通知するものとする。

なお、選考委員及び審査結果に関して、理由や点数等の照会、問い合わせには、一切応じないこととする。



## 評 価 基 準

番号	評価対象 内 容	評価基準	配 点
1	業務遂行能力 ／実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務遂行に必要な知識、経験、スキルを有し、同種又は類似する業務の過去 3 年間の主な受注実績(国・都道府県・市町村等・民間企業)が十分である。</li> </ul>	20
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施体制(人員体制、スタッフの経歴・資格等)は充分か。</li> <li>・実施責任者の能力(経歴・資格等)は充分か。</li> </ul>	10
2	業務の処理能力及び手法等	<p><b>【参加者募集に関する提案及び周知・PR】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内外から応募が期待できる内容のものか。</li> <li>・媒体、ターゲット設定は適切なものか。</li> <li>・効果的、効率的な PR 方法で、市内外へ訴求できるものか。</li> </ul>	25
		<p><b>【運営管理業務に関する提案】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査員・採点方法の提案は適切なものか。</li> <li>・最終審査に向けた支援内容は適切なものか。</li> <li>・最終審査の運営方法・周知 PR は魅力的なものか。</li> <li>・実装に向けた支援内容は適切なものか。</li> </ul>	25
		<p><b>【独自提案】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業推進の観点から、効果的な独自提案があるか。</li> <li>・実現可能性の高い内容のものか。</li> </ul>	10
3	見積金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容に見合う見積金額である。</li> </ul>	10